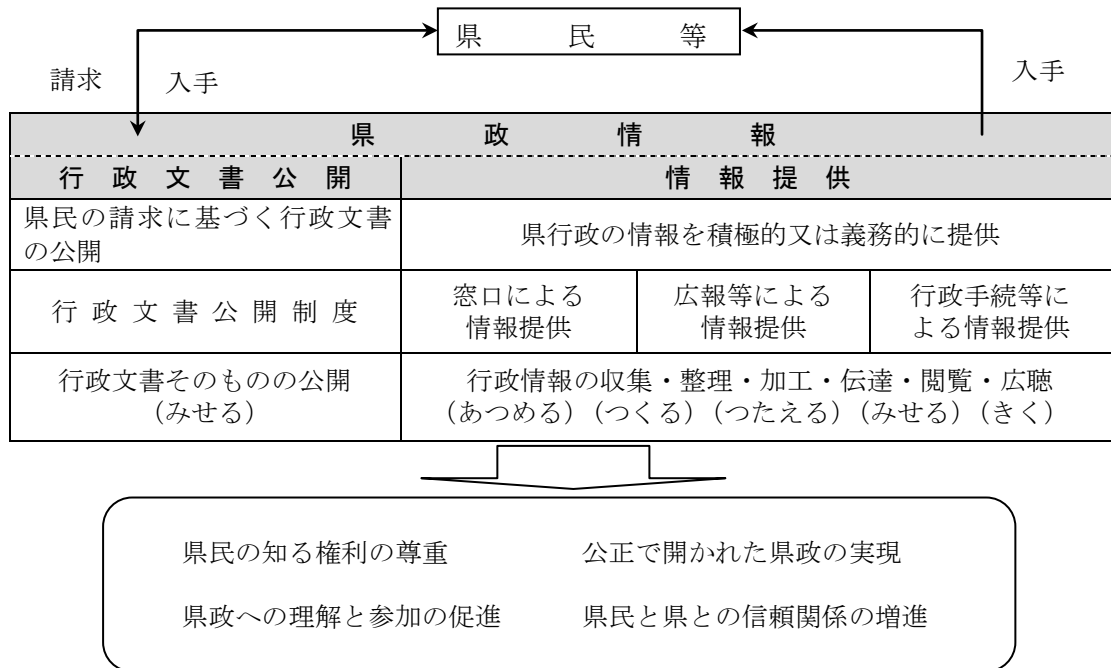


I 制度のあらまし

1 制度のしくみ

県政に対する県民の皆様の理解を深めていただくとともに、県民の皆様と県との信頼関係を一層増進するために、昭和 58 年度から行政文書公開制度と情報提供を車の両輪とした「情報公開制度」を実施しています。県は、この「情報公開制度」を柱として、より一層開かれた県政の推進に努めています。



2 行政文書公開制度の内容

行政文書公開制度は、神奈川県情報公開条例に基づき行われています。条例の概要は次のとおりです。

(1) 制度の目的と基本的な考え方

民主的な開かれた社会を実現するためには、行政のもつ情報が広く県民に公開される必要があります。行政に対する県民の「知る権利」を保障し、行政に「原則公開」を義務づけるのが行政文書公開制度の基本的な考え方です。

この条例では、県民主体の県政を確立する上において、県民の知る権利を尊重し、県政を県民に説明する責務が全うされるようにすることが重要であることにかんがみ、行政文書の公開を請求する権利を明らかにし、それによって県政への県民の理解を深め、県民と県との信頼関係を一層増進することを目的としています(条例第1条)。

このため、「原則公開」の精神に立って、非公開とする行政文書は必要最小限にとどめます。また逆に、個人の秘密、個人の私生活など個人のプライバシーがみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をします(条例第2条)。

(2) 公開請求の対象

ア 対象となる行政文書の範囲

制度の対象となる行政文書は、県の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、県が現に保管、保存しているものです（ただし、文書などの作成の補助に用いるため一時的に作成した電磁的記録で県が定めるものは除きます。）。

イ 公開請求ができる県の機関

県のすべての実施機関（次の 13 機関）及び県が設立した地方独立行政法人が管理している行政文書を公開請求することができます（条例第 3 条）。

知事、議会、公営企業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会

(3) 公開請求ができる人

「何人も」公開請求できます（条例第 4 条）。

(4) 非公開とすることができる情報

この制度は「原則公開」を基本とする一方、個人に関する情報など 7 項目の非公開とする情報が定められています（条例第 5 条）。

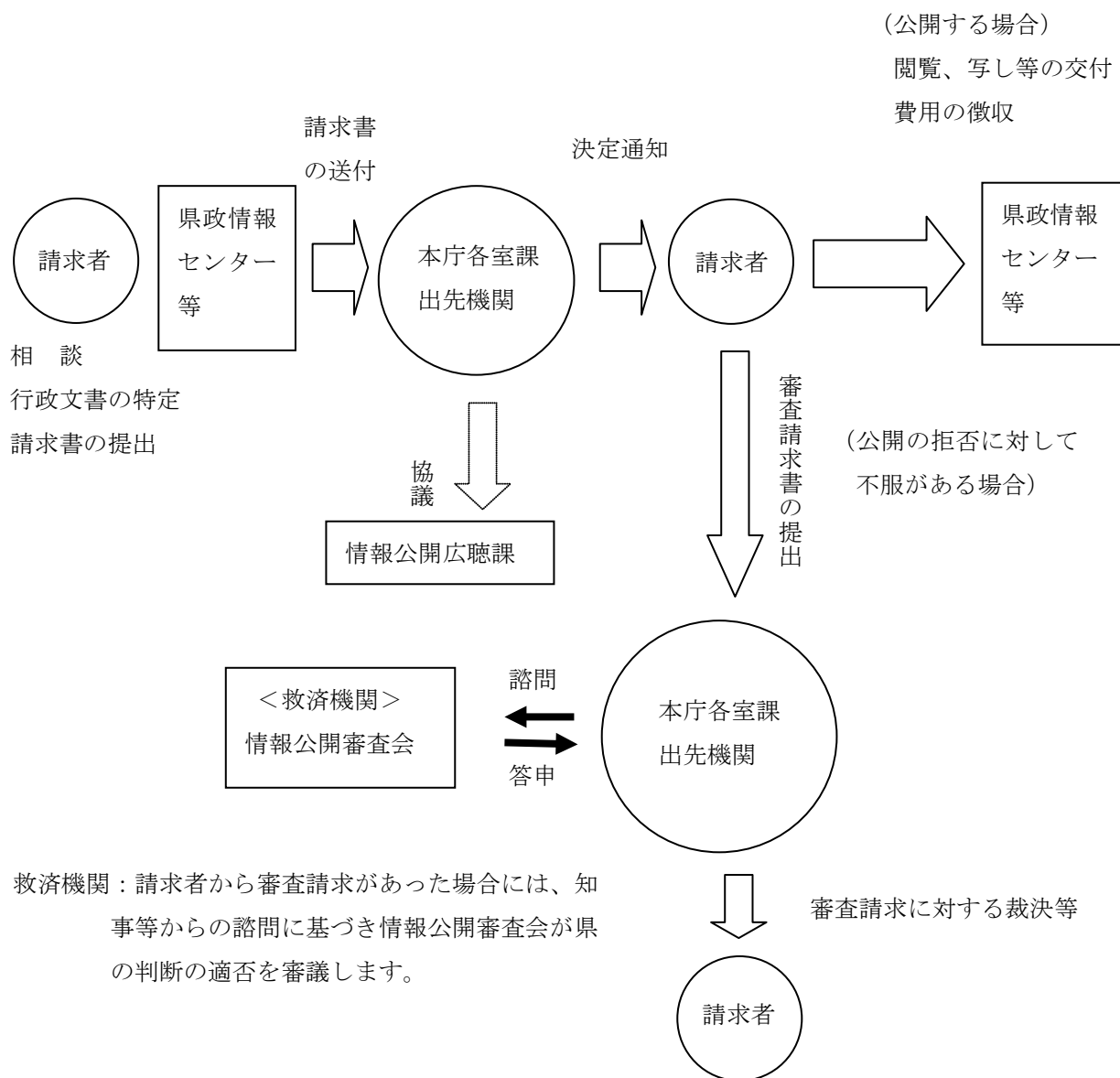
この 7 項目のいずれかに該当する情報が記録されている場合でも、非公開部分を容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる場合は、一部公開します（条例第 6 条）。

また、行政文書によっては、文書が存在しているかどうかを答えることができない場合もあります（条例第 8 条）。

(5) この制度を利用する人の責務

この制度によって情報を得た人は、条例の目的に即しその情報を適正に使用しなければなりません（条例第 28 条）。

(6) 行政文書の公開請求手続の流れ



救済機関：請求者から審査請求があった場合には、知事等からの諮問に基づき情報公開審査会が県の判断の適否を審議します。

※1 知事以外の実施機関では、流れが異なる場合があります。

※2 平成28年4月1日以降、行政不服審査法の抜本的な改正に伴い、利便性向上のために行政文書公開請求に係る不服申立てが審査請求に一元化されました。さらに、公正性の向上の観点から新たに導入された審理員制度については、既に神奈川県情報公開審査会で実質的な審理を行っていることを踏まえ、適用除外とする規定を置くなど、条例等の所要の改正を行いました。

主な改正内容は、①不服申立て手続の審査請求への一元化、②審理員による審理手続に関する規定の適用除外、③不作為に対する審査請求の規定、④審査会提出資料等の写しの送付及び閲覧などです。

3 情報提供の内容

(1) 情報提供の目的

県民に開かれた行政を展開していくには、県民との県政情報の共有を一層推進することが重要です。そのためには行政文書公開制度と相互に補完し合う関係にある情報提供（情報の公表、情報の提供等）の拡充を図っていく必要があります。

(2) 県民の求めに応じた情報提供制度（条例第 23 条）

平成 22 年 6 月 1 日より、公開請求によらなくとも、県民の求めに応じ、迅速かつ簡易な手続きにより、次に掲げる行政文書を情報提供できる「県民の求めに応じた情報提供」制度を開始しました。

- ① 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点においても明らかに判断が変わらない行政文書
- ② 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- ③ その他条例第 5 条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

(3) 県政情報の公表（条例第 22 条）

実施機関は、県民が公開請求することなく、県政に関する主要な情報（県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画、予算編成の方針、予算の内容等）を公表しなければならないとされています。

4 県政情報センター及び地域県政情報コーナーにおける情報提供

(1) 県政情報センター及び地域県政情報コーナー

県政情報センターは、県民への情報提供、行政文書の公開及び個人情報の保護の窓口として設置されています。

また、県民への情報提供の窓口として、横浜及び川崎に地域県政情報コーナーが、県民への情報提供、行政文書の公開及び個人情報の保護の窓口として、地域県政総合センターに地域県政情報コーナーが設置されています。

(2) 県政情報センターにおける情報提供

ア 行政資料等の提供

各所属が収集、作成した行政資料の貸出、閲覧及び情報公表の場として、公開決定情報等の提供を行っています。

また、各所属作成の行政資料を各地域県政情報コーナー等 12 機関に発送するほか、県と市町村（28 市町村）との行政資料の交流を実施しています。

平成 27 年 10 月 1 日より、県民に県政情報の提供を効果的に行うことを目的に、各室課所等が作成した行政資料の電子ファイルの網羅的・継続的な収集・保管・提供を行う行政資料アーカイブを開設しました。平成 27 年度末現在、460 件の情報を提供しています。

イ パンフレット等の配架等

パンフレット類（行事案内、各種募集要項等）を新庁舎及び第二分庁舎のパンフレットコーナーに配架するほか、月 3 回・30 施設に発送しています。

ウ 展示コーナーによる情報提供

庁舎内のパネル展示板を利用し、県の重点事業や施策の紹介及び試験合格者番号を掲示しています。

エ 県刊行物の有償頒布

県が発行する刊行物の中から、統計書、白書などを5書店等に委託し、販売しています。

オ 航空写真の提供

県の所有する県内全域航空写真（昭和29年度版～平成8年度版）の複製申込みの受け付けを行っています。

カ インターネット情報端末の設置

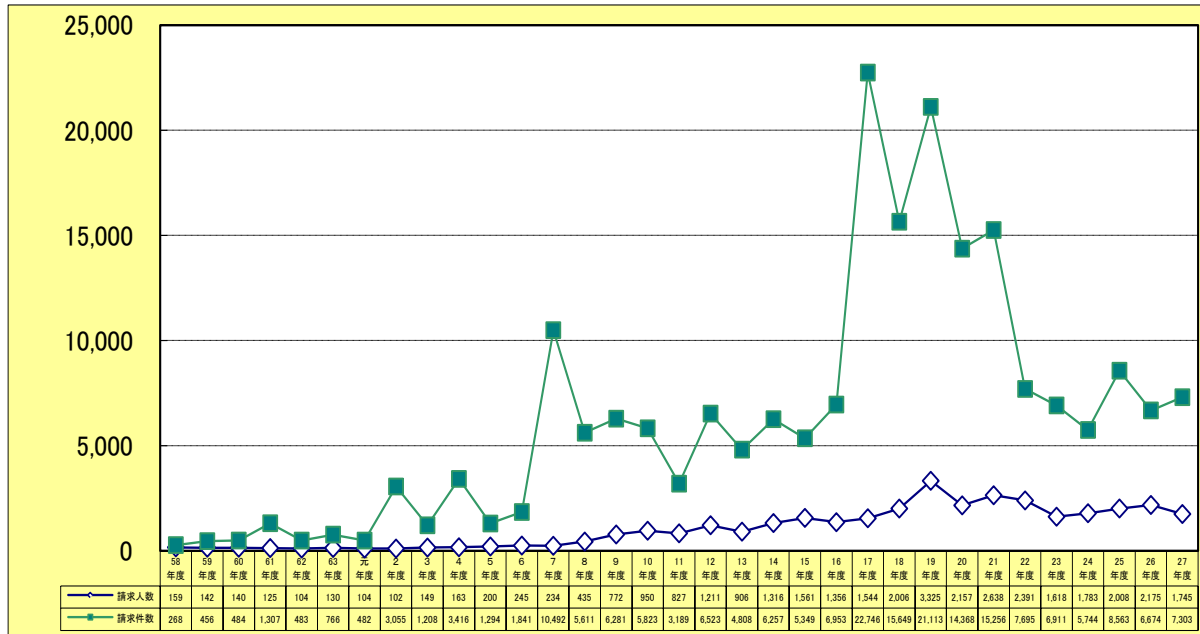
県政情報センターにインターネット情報端末を設置し、国、都道府県、市町村等のホームページの閲覧に供しています。

II 運用状況

1 概要

平成 27 年度は、行政文書公開の請求件数（請求対象文書件数）が前年度よりも増加し、7,303 件でした（表－1）。

（表－1）行政文書公開請求の年度別状況



2 行政文書公開請求の状況

(1) 請求者、請求件数、請求内容

平成 27 年度の請求者数は 1,745 人（前年度比△430 人△19.8%）と減少しましたが、請求件数については 7,303 件（前年度比 629 件 9.4%増）と増加しました。請求件数の多い主な行政文書は（表－2）のとおりです。

（表－2）請求件数の多い行政文書（上位 10 項目）

27 年度	26 年度
①医療法人の財務関係書類（2,432 件）	①特定の道路標示塗装業務に関する文書（922 件）
②学校法人の財務関係書類（888 件）	②学校法人の財務関係書類（904 件）
③県知事発注工事の設計書等（244 件）	③医療法人の財務関係書類（849 件）
④公務旅行に係る復命書等（238 件）	④教育課程説明会の資料等（393 件）
⑤政治資金収支報告書等（230 件）	⑤政治資金収支報告書等（299 件）
⑥特定地に係る用地図、平面図等（229 件）	⑥県知事発注工事の設計書等（190 件）
⑦理容所・美容所の所在地等に関する文書（139 件）	⑦犯罪統計（151 件）
⑧特定の県有地の売却・利活用に関する文書（120 件）	⑦特定地に係る用地図、平面図等（151 件）
⑨特定の土地売買契約書等（116 件）	⑨交通事故統計（111 件）
⑩選挙運動費用収支報告書等（115 件）	⑩理容所・美容所の所在地等に関する文書（107 件）

行政文書公開請求を情報分野別にみると、保健衛生の3,114件、次いで教育の1,089件、防災・防犯の978件、都市基盤の930件の順となっています（表－3）。

情報分野別の主な行政文書は（表－4）のとおりです。

（表－3）行政文書公開請求件数の年度別分野別内訳

（単位：件）

情報分野	58～22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	計
人口	1	—	—	—	—	—	1
土地・自然	490	8	1	—	4	—	503
資源・エネルギー	124	—	—	—	8	—	132
保健衛生	14,423	3,129	1,194	1,967	1,600	3,114	25,427
社会福祉	2,834	386	256	112	92	2	3,682
雇用	787	89	10	25	—	48	959
消費生活	195	2	1	13	3	6	220
教育	25,890	519	743	1,755	1,577	1,089	31,573
文化	589	3	2	8	—	1	603
防災・防犯	17,042	1,281	1,369	2,227	1,629	978	24,526
都市基盤	52,910	856	1,134	1,493	879	930	58,202
交通・運輸	2,917	—	3	—	—	—	2,920
環境	5,923	78	126	153	106	149	6,535
産業	2,749	188	286	187	128	153	3,691
行政一般	46,299	372	619	623	648	833	49,394
計	173,173	6,911	5,744	8,563	6,674	7,303	208,368

（表－4）分野別行政文書公開請求の内容

（単位：件）

情報分野	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
保健衛生	3,114	医療法人の財務関係書類(2,432)、理容所・美容所の所在地等に関する文書(139) 飲食店の名称、所在地等に関する文書(70)
社会福祉	2	社団法人の財務関係書類(1)、特定の業務委託に関する文書(1)
雇用	48	不当労働行為事件に係る勧告書及び要望書に関する文書(29)
消費生活	6	特定団体の決算報告書に関する文書(6)
教育	1,089	学校法人の財務関係書類(888)、教育委員会発注工事の設計書等(28)
文化	1	特定団体の補助金等に関する文書(1)
防災・防犯	978	公務旅行に係る復命書等(226)、警察本部長発注工事の設計書等(108)、犯罪統計(95)、特定の道路標示塗装業務に関する文書(66)
都市基盤	930	特定地に係る用地図、平面図等(225)、特定の土地売買契約書等(116)、 県知事等発注工事の設計書等(113)、急傾斜地に係る図面等(98)
環境	149	県知事発注工事の設計書等(44)、特定法人の特定法令に基づく届出書等(25)、 動物病院の開設届等(18)
産業	153	県知事発注工事の設計書等(83)、大規模小売店舗立地法に基づく届出書等(23)、 特定協同組合の決算書等に関する文書(17)
行政一般	833	政治資金収支報告書等(230)、特定の県有地の売却・利活用に関する文書(120)、 選挙運動費用収支報告書等(115)、政務活動費に関する文書(73)
合計	7,303	

実施機関（又は部局）別にみると、保健福祉局の3,105件が最も多く、次いで県民局の970件、警察本部長の942件、県土整備局の931件の順となっています（表－5）。部局別の主な行政文書の内容と件数は（表－6）のとおりです。

（表－5）行政文書公開請求件数の年度別・実施機関／部局別内訳

（単位：件）

部局名	17-18年度	H19改編後部局名	19年度	H20改編後部局名	20-21年度	H22改編後部局名	22-25年度	H26改編後部局名	26年度	27年度	対前年度
								ヘルスケア・ニューフロンティア推進局	3	9	6
				知事室	11	知事室	2		—	—	—
企画部	223	企画部	1,405	政策部	257	政策局	208	政策局	73	54	△19
総務部	188	総務部	1,785	総務部	384	総務局	257	総務局	96	216	120
安全防災局	49	安全防災局	40	安全防災局	30	安全防災局	84	安全防災局	17	—	△17
県民部	1,001	県民部	1,627	県民部	958	県民局	2,502	県民局	976	970	△6
環境農政部	793	環境農政部	255	環境農政部	330	環境農政局	391	環境農政局	98	88	△10
保健福祉部	1,597	保健福祉部	694	保健福祉部	3,627	保健福祉局	9,638	保健福祉局	1,596	3,105	1,509
商工労働部	233	商工労働部	172	商工労働部	270	商工労働局	749	産業労働局	73	65	△8
県土整備部	14,003	県土整備部	6,005	県土整備部	15,403	県土整備局	5,146	県土整備局	799	931	132
出納局	9	会計局	3	会計局	9	会計局	181	会計局	43	25	△18
地域県政総合C等	395	地域県政総合C等	303	地域県政総合C等	326	地域県政総合C等	1,001	地域県政総合C等	88	200	112
知事部局計	18,491	知事部局計	12,289	知事部局計	21,605	知事部局計	20,159	知事部局計	3,862	5,663	1,801
公営企業管理者	202	公営企業管理者	242	公営企業管理者	392	公営企業管理者	347	公営企業管理者	102	19	△83
病院事業管理者	159	病院事業管理者	3	病院事業管理者	62	病院機構	51	病院機構	86	6	△80
議 会	135	議 会	58	議 会	260	議 会	57	議 会	29	78	49
教育委員会	11,476	教育委員会	1,434	教育委員会	821	教育委員会	1,215	教育委員会	644	139	△505
人事委員会	13	人事委員会	22	人事委員会	35	人事委員会	15	人事委員会	5	—	△5
監査委員	20	監査委員	12	監査委員	8	監査委員	26	監査委員	5	5	0
労働委員会	2	労働委員会	—	労働委員会	—	労働委員会	—	労働委員会	—	29	29
選挙管理委員会	770	選挙管理委員会	2,445	選挙管理委員会	3,121	選挙管理委員会	929	選挙管理委員会	326	416	90
収用委員会	10	収用委員会	1	収用委員会	2	収用委員会	18	収用委員会	1	6	5
海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	海区漁業調整委員会	—	—	—
内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	内水面漁場管理委員会	—	—	—
公安委員会	23	公安委員会	—	公安委員会	2	公安委員会	125	公安委員会	47	—	△47
警察本部長	7,094	警察本部長	4,607	警察本部長	3,316	警察本部長	5,971	警察本部長	1,567	942	△625
その他計	19,904	その他計	8,824	その他計	8,019	その他計	8,754	その他計	2,812	1,640	△1,172
合 計	38,395	合 計	21,113	合 計	29,624	合 計	28,913	合 計	6,674	7,303	629

(表-6) 実施機関/部局別行政文書公開請求の内容

(単位: 件)

部局名	件数	主な請求対象行政文書の内容と件数
ヘルプ・ニューフロンティア推進局	9	特定施設の整備・運営に係る事業者候補の選定等に関する文書(7)
政策局	54	特定の地価調査の鑑定評価書等(10)、特定の交付金に関する文書(6)、特定の旅費等に関する文書(6)
総務局	216	特定の県有地の売却・利活用に関する文書(120)、社団法人等の財務書類(34)
県民局	970	学校法人の財務関係書類(888)、学校法人の検査結果等に関する文書(27)
環境農政局	88	動物病院の開設届等(18)、特定の労働保険等に関する文書(17)、県知事等発注工事の設計書等(15)、特定の事務委託に係る入札結果等(9)
保健福祉局	3,105	医療法人の財務関係書類(2,432)、理容所・美容所の所在地等に関する文書(139)、飲食店の所在地等に関する文書(70)
産業労働局	65	大規模小売店舗立地法に基づく届出書等(23)、協同組合の決算書等に関する文書(17)
県土整備局	931	特定地に係る用地図、平面図等(225)、特定の土地売買契約書等(116)、県知事発注工事の設計書等(111)、急傾斜地に係る図面等(98)
会計局	25	特定の交付金等の収入額に関する文書(25)
地域県政総合センター等	200	県知事発注工事の設計書等(113)、特定法人の特定法令に基づく届出書等(26)
知事部局計	5,663	
公営企業管理者	19	特定事務に係る文書(8)、公営企業管理者発注工事の設計書等(4)
病院機構	6	特定診療所への往診派遣に関する文書(1)、特定学術総会に関する文書(1)、特定病院における行政処分に関する文書(1)、特定講演に関する文書(1)
議会	78	政務活動費に関する文書(73)
教育委員会	139	教育委員会発注工事の設計書等(28)、教員採用候補者選考試験に関する文書(20)、児童・生徒の問題行動等調査結果(12)、教育施設の図面等(10)
監査委員	5	特定の行政実例に関する文書(1)、特定年度の県債残高に関する文書(1)、特定病院における行政処分に関する文書(1)
労働委員会	29	不当労働行為事件に係る勧告書及び要望書に関する文書(29)
選挙管理委員会	416	政治資金収支報告書等(230)、選挙運動費用収支報告書等(115)
収用委員会	6	特定事件に係る提出資料等(6)
警察本部長	942	公務旅行に係る復命書等(226)、警察本部長発注工事の設計書等(108)、犯罪統計(95)、特定の道路標示塗装業務に関する文書(66)、110番措置票(59)
合計	7,303	

(2) 県以外の第三者の情報の請求件数

個人、法人、市町村などの県以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって第三者に意見書の提出を求めるなどの調査を行うことができ、また、第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に告知することとしています。

平成27年度の第三者情報を含む行政文書の公開請求件数は6,280件で、全体の86%を占めました。このうち、条例第12条に基づく意見書提出機会付与などの調査を行ったものは89件、告知を行ったものは53件です(表-7)。

(表一七) 行政文書公開請求件数の第三者情報に対する処理状況

(単位：件)

区 分	58～22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	計
第三者情報の件数	108,181	5,181	4,545	6,577	4,657	6,280	135,421
調 査 件 数	8,593	139	65	482	41	89	9,409
告 知 件 数	9,182	10	14	276	11	53	9,546

(3) 請求に対する処理の状況

7,303 件の請求に対する諾否の決定状況は、全部を公開したものが 1,610 件、一部を公開したものが 5,486 件、非公開としたものは 207 件でした (表一八)。

非公開 207 件のうち、9 件は全部非公開によるもの、188 件は文書不存在によるもの、10 件は文書が存在しているかどうかを答えることができない存否応答拒否によるものです。

請求件数のうち、全部を公開した割合は 22.0% (平成 26 年度 32.2%)、一部を公開した割合は 75.1% (同 62.0%)、非公開とした割合は 2.8% (同 5.8%) となりました。

(表-8) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位: 件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一部公開	非公開	小 計	不存在	存否応答 拒否	却 下	
58年度	212	44	12	268			6	268
59年度	359	73	24	456			—	456
60年度	390	86	8	484			—	484
61年度	1,212	70	25	1,307			—	1,307
62年度	248	121	114	483			—	483
63年度	370	160	236	766			—	766
元年度	401	58	23	482			—	482
2年度	2,751	214	90	3,055			—	3,055
3年度	918	191	99	1,208			—	1,208
4年度	2,956	443	17	3,416			—	3,416
5年度	906	353	35	1,294			—	1,294
6年度	965	860	16	1,841			—	1,841
7年度	848	9,464	180	10,492			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	5,611			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	6,281			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	5,823			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	3,189			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	6,523	163	3	6	6,523
13年度	1,079	3,558	171	4,808	152	3	4	4,808
14年度	2,086	3,698	473	6,257	459	3	2	6,257
15年度	2,652	2,260	437	5,349	318	3	8	5,349
16年度	4,061	2,602	290	6,953	225	4	13	6,953
17年度	14,296	8,004	446	22,746	415	5	3	22,746
18年度	11,696	3,557	396	15,649	364	5	—	15,649
19年度	9,529	10,431	1,153	21,113	785	356	2	21,113
20年度	10,414	3,707	247	14,368	231	2	—	14,368
21年度	11,479	3,557	220	15,256	197	8	5	15,256
22年度	3,268	4,247	180	7,695	157	11	6	7,695
23年度	2,210	4,546	155	6,911	139	11	3	6,911
24年度	2,316	3,226	202	5,744	188	6	—	5,744
25年度	2,845	5,388	330	8,563	238	4	78	8,563
26年度	2,150	4,136	388	6,674	358	14	1	6,674
	32.2%	62.0%	5.8%	100.0%	—	—	—	—
27年度	1,610	5,486	207	7,303	188	10	—	7,303
	22.0%	75.1%	2.8%	100.0%	—	—	—	—
計	108,620	92,571	7,177	208,368	4,577	448	137	208,368
構成比	52.1%	44.4%	3.4%	100.0%	—	—	—	—

(備考) 不存在、存否応答拒否、却下の件数は、非公開件数の内数である。

(4) 非公開情報の内訳

一部公開又は非公開とされたものの非公開理由を条例第5条の「非公開情報」別に見ると、一つの情報が複数の非公開情報に該当する場合もあり、平成27年度は延べ7,968件に該当しています。この中で、法人の生産技術上・販売上のノウハウなどの法人等に関する情報（第2号）該当が3,883件で最も多く、非公開情報全体の48.7%を占めています。次いで、特定の個人が識別される情報、すなわち個人に関する情報（第1号）該当が3,330件、職員の人事管理に係る情報などの事務等に関する情報（第4号）該当が427件、犯罪の予防、鎮圧、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報（第6号）該当が164件となりこれら四種の非公開情報の合計で全体の97.9%を占めました。（表－9）

（表－9）非公開（一部公開を含む）情報の非公開理由別内訳 （単位：件）

非公開情報の類型	58～22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	合計
1号 個人に関する情報	63,026	4,030	2,664	4,813	3,023	3,330	80,886
2号 法人等に関する情報	32,401	3,391	1,964	2,388	2,247	3,883	46,274
3号 審議等に関する情報	1,143	—	16	12	17	28	1,216
4号 事務等に関する情報	15,220	482	367	506	317	427	17,319
5号 任意に提供された情報	88	2	—	1	—	5	96
6号 犯罪の予防等に関する情報	5,201	277	269	424	74	164	6,409
7号 法令等の規定による情報	971	1	2	65	57	131	1,227
(旧条例3号)国等からの依頼等に関する情報	131	—	—	—	—	—	131
計	118,181	8,183	5,282	8,209	5,735	7,968	153,558

(5) 諾否決定に対する不服申立て

平成27年度は、諾否決定に対する不服申立てに係る神奈川県情報公開審査会への諮問は、18件あり、平成26年度（11件）と比べて7件増加しました。内容は、（表－11）不服申立て案件一覧中の諮問第687号から諮問第704号までに記載のとおりです。

また、審査会では「Ⅲ 情報公開審査会の開催状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに不服申立てがあり、審議中であった案件を含め9件について答申が出されました。判断の内容は、「不服申立人主張否認」が4件、「不服申立人主張一部認容」が4件、「不服申立人主張全部認容」が1件となっています。

今までの答申612件に係る審議回数は、平均4.0回、諮問から答申までの日数は、平均466日となっています。平成27年度に答申があった案件について、平均審議回数は5.1回、諮問から答申までの平均日数は約488日となっています。

（表－10）制度発足以降の行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立て件数

不服申立て （諮問）件数	情報公開審査会			決定等 件数
	答申件数	取下げ	係属中	
704件	612件	71件	21件	611件

（備考1）決定件数には、答申されたものの事情により決定不要となったものを含む。

（備考2）係属中のうち諮問第278号、第284号及び第287号については、不服申立人からの申出により審議が中断されています。